

「川口市路上分煙実施計画」(案)

○令和3年度路上分煙実施計画(案)

(1) 路上喫煙禁止地区の指定及び指定喫煙所の設置

① S R 川口元郷駅

② S R 南鳩ヶ谷駅

- ・路上喫煙者等に関する市民からの多数の意見
- ・担当職員の路上喫煙調査の実施による多数の路上喫煙者及び吸い殻確認
- ・両駅周辺の町会長・自治会長等との情報共有及び意見交換
- ・新たな禁止地区指定のパブリック・コメント実施による賛成多数確認
- ・川口市廃棄物対策審議会での意見の聴き取り
- ・告示による路上喫煙禁止地区指定、指定喫煙所工事、業務委託等

(2) 路上喫煙禁止地区内の必要な路上喫煙対策

① 指定喫煙所改修

- ・路上喫煙者等に関する市民からの多数の意見
- ・担当職員の路上喫煙調査の実施による多数の路上喫煙者及び吸い殻確認
- ・指定喫煙所工事等

(3) 川口市の路上における分煙ルールとマナー啓発の推進

① 路上喫煙禁止地区指定の各駅周辺における路上喫煙防止キャンペーン

② 路上喫煙禁止地区指定の各駅周辺における同禁止地区路面シールの張替え

③ J R 川口駅周辺の路上喫煙禁止地区における路上喫煙禁止啓発フラッグ掲示

- ④路上喫煙禁止地区外の市民による通報場所への啓発路面看板・シールの掲示
- ⑤環境広報紙PRESS530掲載による路上分煙のマナー啓発
- ⑥川口駅前キャスティングビジョン等による路上分煙のマナー啓発
- ⑦更なる分煙ルールとマナー啓発のための手法の検討及び実施

川口市路上喫煙禁止地区指定（案）川口元郷駅



川口市路上喫煙禁止地区指定（案）南鳩ヶ谷駅



○パブリック・コメント

路上喫煙禁止地区指定（案）川口市路上分煙基本計画概要（案）
と川口市路上分煙実施計画概要（案）のあらましについての意見募集結果

意見募集期間	令和2年12月1日（火）から令和2年12月31日（木）
案の概要	川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を制定しており、川口市内の道路など、公共の空地の場所では、できる限り路上喫煙をしないよう努める義務がございます。 また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」としており、ＪＲ川口駅、西川口駅、東川口駅周辺を指定しています。 近年、市内他駅周辺においても、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱が見受けられることから、同禁止地区の新規指定のほか、今後様々な見直しなどを順次行うことといたしました。
意見提出者	25名（団体の含む）
意見件数	25件
意見内容	以下の通り

No.	【意見の趣旨】	【市の考え方】	【案の修正】
1	次年度以降、鳩ヶ谷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定を求める。 現在、鳩ヶ谷駅西口の路上喫煙が大変多い。特に大型パチンコ店周辺が顕著である。 近隣住民として、鳩ヶ谷地区の路上喫煙禁止地区指定を実現するべく、今後検討していただきたい。	現在の路上喫煙防止対策といたしまして、路上喫煙禁止地区内につきましては、駅頭啓発キャンペーン、啓発フラッグの掲示、巡回パトロールによる市民への啓発・指導などを行っております。また、路上喫煙禁止地区外につきましても路上喫煙をしないよう努める義務を課しており、環境部広報誌プレス530への記事掲載等の啓発を行っております。 川口市路上分煙基本計画の概要（案）では、3年を目安に未指定である駅周辺も路上喫煙禁止地区の指定を検討しておりますので、今後とも引き続き調査、意見の聞き取りを実施して参ります。 また、路上喫煙者やポイ捨ての多い場所には路上喫煙防止を啓発する路面シールを張り付ける等喫煙者のマナー向上に努めて参ります。	修正なし
2	罰則規定のない「理念条例」ではあってないようなものと認識する住民もいるため、どれだけ周知できるかが課題である。 周知方法をもっと模索し研究すべきである。	現在の路上喫煙防止対策といたしまして、路上喫煙禁止地区内につきましては、駅頭啓発キャンペーン、啓発フラッグの掲示、巡回パトロールによる市民への啓発・指導などを行っております。また、路上喫煙禁止地区外につきましても路上喫煙をしないよう努める義務を課しており、環境部広報誌プレス530への記事掲載等の啓発を行っております。今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、周知方法につきまして、検討と対応に努めて参ります。	修正なし
3	よく家の前に吸い殻が捨ててあり、またタバコくさいときがある。タバコを持つ手の位置が子供の顔の付近になり危ない。是非お願いしたい。	路上喫煙禁止地区指定（案）に賛成いただきありがとうございます。 この度ご指摘のありました喫煙者のマナー向上につきましては、今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、啓発方法につきまして、検討と対応に努めて参ります。	修正なし

4	規制には賛成。ただし徹底されていないため、路上喫煙禁止の場所で平気で喫煙しポイ捨てされる。喫煙者のモラルが上がるような規制を期待する。	現在の路上喫煙防止対策といたしまして、路上喫煙禁止地区外につきましても路上喫煙をしないよう努める義務を課しており、環境部広報誌プレス５３０への記事掲載等の啓発を行っております。 また、川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例により、たばこの吸い殻等をみだりに捨ててはならないものとしております。 路上喫煙者やポイ捨ての多い場所には、路上喫煙防止を啓発する路面シールを張り付けるなど、喫煙者のマナー向上を図って参ります。 今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、啓発方法につきまして、検討と対応に努めて参ります。	修正なし
5	川口駅西口には1階と2階に喫煙所があるが、西口のどこを通ってもたばこの煙が子供にかかり困っている。喫煙所を1か所にするなどしていただけるとありがたい。	川口市における路上喫煙の吸殻の散乱状況等に関する調査では、喫煙所設置前と設置後の散乱状況を比較したところ、喫煙所の設置により、路上喫煙者や路上喫煙による吸殻の散乱状況について改善傾向が確認できております。たばこを吸わない方が路上でたばこの煙にさらされる機会を減らすためにも、分煙を実現するための喫煙所の設置は有効なものと思われます。 この度のご意見を参考にさせていただき、今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、喫煙者のマナーの向上とともに既存の喫煙所につきましても検討と対応に努めて参ります。	修正なし
6	路上喫煙禁止地区の新規指定の施策に賛同するが、川口元郷駅の指定範囲を北側のバス停（赤20・赤20-2川口市立医療センターゆき、赤21鳩ヶ谷公団住宅ゆき）まで延伸してほしい。 その理由として、川口元郷駅北側は戸数の多いマンションが点在しており、さらに国道122号線の歩道は駅を利用する主要導線となっているが、人2名がようやくすれ違えるほど狭いため。	路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきました。最終的な禁止地区の指定につきましては、この度のご意見を参考にさせていただき、また他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定
7	1. 外国人と日本人の交流会 2. 歩きタバコの厳格化 の2点改善してほしい。	川口市では、平成17年に川口市路上喫煙の防止等に関する条例を施行し、路上喫煙禁止地区内につきましては、駅頭啓発キャンペーン、啓発フラッグの掲示、巡回パトロールによる市民への啓発・指導などを行っております。また、路上喫煙禁止地区外につきましても路上喫煙をしないよう努める義務を課しており、環境部広報誌プレス５３０への記事掲載等の啓発を行っております。今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、喫煙者のマナーのための啓発方法につきましても検討と対応に努めて参ります。 また、外国人と日本人の交流につきましては、お手数ではございますが担当課が協働推進課となりますので、協働推進課へご相談いただければと存じます。	修正なし

8	賛成。	ご賛成いただきありがとうございます。 今後とも川口市政にご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	修正なし
9	路上喫煙禁止地区指定（案）の範囲内にて店舗を営んでいる。店の敷地内（店外）にて灰皿を開店時間内に設置している。 私有地における条例の適用・解釈がされないことを切に望む。（そのことについての明記を願う。）	私有地の敷地内での喫煙は路上喫煙禁止地区指定（案）の対象外となっております。しかしながら、公道付近での喫煙は、公道に煙が流れ出るおそれがあります。路上喫煙禁止地区を指定するにあたり、喫煙所を設置する予定ですので、その喫煙所のご利用をお願いいたします。	修正なし
10	歩きタバコ、自転車に乗りながらのタバコなどマナーの悪い方の吸い殻の投げ捨てが酷すぎる。シッカリと規制し、マナーの悪い喫煙者の意識を社会で見直していく時期である。	現在の路上喫煙防止対策といたしまして、路上喫煙禁止地区内につきましては、駅頭啓発キャンペーン、啓発フラッグの掲示、巡回パトロールによる市民への啓発・指導などを行っております。また、路上喫煙禁止地区外につきましても路上喫煙をしないよう努める義務を課しており、環境部広報誌プレス530への記事掲載等の啓発を行っております。今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、喫煙者のマナーの向上のための啓発方法につきまして、検討と対応に努めて参ります。	修正なし
11	川口元郷駅が川口寄りの出口1近辺だけが禁止案になっているが、小学生の通学ルートでもあるシタバコの吸い殻が多いので、川口元郷駅出口2周辺も禁止にしてほしい。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただいております。また、駅前ロータリー周辺の出口2周辺と合わせて出口1付近も対象地区となっております。なお、出口1周辺の民地の道路につきましては、路上喫煙禁止地区の指定の対象とすることができませんが、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定
12	川口元郷駅周辺を路上喫煙禁止地区とすることに賛成である。自宅前の路上で喫煙している方をよく見かける。たばこをポイ捨てる人がいる。保育園、学校といった施設がある地域のため、是非指定していただきたい。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）に賛成いただきありがとうございます。路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただいております。今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、喫煙者のマナー向上のための啓発方法につきまして、検討と対応に努めて参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定

13	川口元郷駅周辺の国道122号の東側の道路まで拡大していただきたい。歩行喫煙者が道路、排水溝にポイ捨てをしているため拡大の検討をお願いしたい。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきます。なお、出口1周辺の民地の道路につきましては、路上喫煙禁止地区の指定の対象とすることができませんが、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定
14	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）について賛成である。また、公園のベンチ付近に「吸いガラ」が見られるため、ベンチに「喫煙禁止」のプレートを付けてもらいたい。併せて、「喫煙所」を設置する場合は、外に煙が流れ出ないような工夫をお願いしたい。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）に賛成いただきありがとうございます。 公園ベンチに「喫煙禁止」のプレートを張り付けることにつきましては、公園課に今回のご意見をお伝えさせていただき、対応いたします。 また、喫煙所設置につきましては、煙に配慮した喫煙所を設置する予定です。	修正なし
15	川口元郷駅の路上喫煙禁止地区指定（案）について、土手通りも対象にしてもらいたい。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきます。最終的な禁止地区の指定につきましては、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定

16	屋外・路上喫煙所は作るべきではない。既存のものとは廃止すべき。 １．「屋外・路上喫煙所」の設置が「健康増進法」２７条に抵触する。 ２．喫煙所は人が密集する三密である。新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが大きい。 ３．喫煙者だけのための喫煙所を市が無償提供する必要はない。 ４．行政が喫煙所を一度設置すると、閉鎖・廃止が長年に渡り困難になると思われる。法的に屋外の喫煙規制も強まっていくため、喫煙所を作る施策は断念するのが賢明。 ５．喫煙所があるから喫煙者はタバコを吸う、無ければ吸わない。公共の場は「禁煙ルール」を気概を持って周知されたい。 ６．喫煙できる場所が狭まれば、禁煙を促すことができる。禁煙サポートのために、禁煙治療の受診料の助成制度を設けてはどうか。 ７．有料の喫煙所が増えている。そこを利用すればよい。 ８．総務省の令和２年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項は従うべきではない誤った通知である。	屋外・路上喫煙所につきましては、厚生労働省から、その設置基準が示されておりますことから、健康増進法第２７条に抵触しないと考えております。 路上喫煙禁止地区指定（案）は、厚生労働省の国民健康・栄養調査結果概要において、未だ国民の約６人に１人が喫煙者であることから、路上においても望まない受動喫煙が発生しないように、喫煙者とたばこを吸わない方との分煙を図るものです。また、川口市における路上喫煙の吸殻の散乱状況等に関する調査では、喫煙所設置前と設置後の散乱状況等を比較したところ、喫煙所の設置により、路上喫煙者や路上喫煙による吸殻の散乱状況について改善傾向が確認できております。たばこを吸わない方が路上でたばこの煙にさらされる機会を減らすためにも、分煙を実現するための喫煙所の設置は有効なものと思われます。 同時に、喫煙所の副流煙に対する対策を行うことや、喫煙所内でソーシャルディスタンスを確保していただくための方法などにつきましても、引き続き検討して参ります。 なお、禁煙サポートにつきましては、川口市保健センターにお問い合わせください。 今後も日々状況が変化している社会情勢を見極めつつ、川口市路上分煙実施計画において、喫煙者のマナーの向上のための啓発方法につきまして、検討と対応に努めて参ります。	修正なし
17	路上喫煙は、望まない喫煙(受動喫煙)を避ける意味でも他の市町村での動向を鑑みても市内全面禁止とすべき。 他の市町村に先駆けて行われているべきだと考えます。	川口市における路上喫煙の吸殻の散乱状況等に関する調査では、喫煙所設置前と設置後の散乱状況等を比較したところ、喫煙所の設置により、路上喫煙者や路上喫煙による吸殻の散乱状況について改善傾向が確認できております。たばこを吸わない方が路上でたばこの煙にさらされる機会を減らすためにも、分煙を実現するための喫煙所の設置は有効なものと思われます。路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきました。最終的な禁止地区の指定につきましては、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定
18	川口元郷駅周辺をぜひ路上喫煙禁止地区に指定していただきたい。川口元郷駅近くに住んでいるが、煙草を吸っていいのは決められた場所だけにし、それ以外の場所は禁煙にすべきと考えます。ぜひ推進してください。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）に賛成いただきありがとうございます。路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきました。最終的な禁止地区の指定につきましては、この度のご意見も参考にさせていただき、また他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定

19	川口元郷駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定していただきたい。是非他の駅周辺同様に禁止地区への指定を希望します。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）に賛成いただきます。この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	修正なし
20	違反したら過料を科す条例を定めてほしい。現在行っている路上喫煙対策については効果が現れていないと考える。 過料を科す条例を制定すれば、路上喫煙対策費用の削減になるとともに効果があると考えが難しいのか。過料を科す条例を制定するデメリットをご教示願いたい。	喫煙マナーに対しては、過料で向上を促すものではなく、また、費用対効果のみを図るものでもなく、喫煙者自身の気づきにより、自発的な喫煙マナーの向上を促していくことが最も望ましいと本市では考えておりますので、過料を科すべきではないと考えます。 この度のご意見につきましては、今後の路上喫煙防止事業の参考にさせていただきます。	修正なし
21	南鳩ヶ谷駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定するのであれば、南鳩ヶ谷駅周辺に喫煙所を設置してほしい。	南鳩ヶ谷駅周辺の路上喫煙禁止地区を指定するにあたり、喫煙所を設置する予定です。喫煙所の設置場所につきましては、他の方々のご意見などもふまえて決定して参ります。	修正なし
22	川口市路上分煙実施計画について、大いに賛成である。 一日も早く駅周辺の分煙化及び罰金・罰則化を進めてほしい。	川口市路上分煙実施計画（案）に賛成いただきありがとうございます。喫煙マナーにつきましては、罰金・罰則化により向上を促すものではなく、喫煙者自身の気づきにより、自発的な喫煙マナーの向上を促していくことが最も望ましいと本市では考えております。 この度のご意見につきましては、今後の路上喫煙防止事業の参考にさせていただきます。	修正なし
23	川口元郷駅周辺に住んでいる者です。路上喫煙禁止エリアの設定には賛成です。路上喫煙禁止地区の指定について、環境整備は追々にして、より広い地区の指定を先にするのはどうだろうか。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）に賛成いただきます。 路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきました。最終的な禁止地区の指定につきましては、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定
24	川口元郷駅の禁止地区指定について、1番出口から元郷南小学校に向かう通路は路上喫煙をしている人が見受けられるため指定に含めてもらいたい。	川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきました。なお、出口1周辺の民地の道路につきましては、路上喫煙禁止地区の対象とすることができませんが、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定

25	1. 過料を科さないと守ってもらえないのではないだろうか。 2. 川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）として、さくら橋上も路上喫煙禁止地区にしてほしい。 3. 川口元郷駅周辺の路上喫煙禁止地区指定（案）として、土手通り（川口元郷駅エルザ側出口から土手通りまでの道も含む）も路上喫煙禁止地区にしてほしい。 4. 市内全域を路上喫煙禁止地区にしてほしい。	喫煙マナーに対しては、過料で向上を促すものではなく、喫煙者自身の気づきにより、自発的な喫煙マナー向上を促していくことが最も望ましいと本市では考えております。したがって、過料を科すべきではなく、また市内全域を路上喫煙禁止地区とすべきではないと考えております。路上喫煙禁止地区指定（案）につきましては、人通りが多い道を様々な意見・調査・聴き取り・関係機関の調整を行ったうえで地区指定案とさせていただきます。最終的な禁止地区の指定につきましては、この度のご意見を参考にさせていただき、他の方々のご意見などもふまえて新規の路上喫煙禁止地区を決定して参ります。	意見・調査・聴き取り・関係機関の調整後、決定
----	--	--	-------------------------------